

特例



講習



法令施行

平成 25 年 7 月 1 日

車両系建設機械（解体用）

新たな技能講習修了証が必要となります。

日立建機教習センターでは、平成 25 年 6 月より特例講習を開催します。
詳しい日程、講習料金等については、受講を希望される教習所にお問合せください。

北海道教習所	〒061-3242	北海道石狩市新港中央 2-766-3	TEL : 0133-64-6388	FAX : 0133-64-6148
旭川出張所	〒079-8451	北海道旭川市永山北 1 条 10-13-38	TEL : 0166-40-0538	FAX : 0166-46-3311
宮城教習所	〒985-0843	宮城県多賀城市明月 2-3-1	TEL : 022-364-6143	FAX : 022-364-6678
栃木教習所	〒321-0295	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙 3462	TEL : 0282-82-8508	FAX : 0282-82-8943
茨城教習所	〒300-0136	茨城県かすみがうら市戸崎 2328	TEL : 029-828-2370	FAX : 029-828-2369
水戸出張所	〒311-0102	茨城県那珂市向山 1269-1	TEL : 029-352-0285	FAX : 029-352-0286
群馬教習所	〒371-0104	群馬県前橋市富士見町時沢 2803	TEL : 027-230-5311	FAX : 027-230-5314
埼玉教習所	〒340-0004	埼玉県草加市弁天 5-33-25	TEL : 048-931-0121	FAX : 048-931-8482
神奈川教習所	〒252-0206	神奈川県相模原市中央区淵野辺 2-5-8	TEL : 042-730-6716	FAX : 042-730-6717
山梨教習所	〒400-0211	山梨県南アルプス市上今諏訪 709	TEL : 055-284-3561	FAX : 055-284-3562
愛知教習所	〒444-0232	愛知県岡崎市合歓木町字屋下 1-1	TEL : 0564-57-7123	FAX : 0564-57-6300
京都教習所	〒618-0071	京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字岸畑 22	TEL : 075-957-4944	FAX : 075-957-4951
岡山教習所	〒710-0001	岡山県倉敷市三田 274-1	TEL : 086-464-5411	FAX : 086-464-5420
福岡教習所	〒811-0119	福岡県粕屋郡新宮町緑ヶ浜 2-1-1	TEL : 092-963-3634	FAX : 092-963-4447

株式会社 日立建機教習センター

<http://www2.hitachi-kenki.co.jp/drive/index.html>

特例講習の開催

労働安全衛生規則の一部改正（厚生労働省令 58 号、告示 141 号）が平成 25 年 4 月 12 日に告示され、新たな『車両系建設機械（解体用）運転技能講習』が平成 25 年 7 月 1 日から施行されることになりました。現行の『車両系建設機械（解体用）』は『ブレーカ』のみが対象でしたが、この改正で『ブレーカ』に加え『鉄骨切断機』、『コンクリート圧砕機』、『解体用つかみ機（フォークグラップル等）』（以下『鉄骨切断機等』）が対象機械に指定されました。

現行の解体用機械



ブレーカ
(安衛法施行令別表第 7 第 6 号)



追加された解体用機械

鉄骨切断機



コンクリート圧砕機



解体用つかみ機



小割圧砕機

大割圧砕機

就業制限に係る経過措置として、平成 27 年 6 月 30 日までに特例講習を修了すれば、『車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習』の修了証を取得することができます。当社教習所では、平成 25 年 6 月より下記の特例講習を開催します。（教習所により講習開始日は異なります）詳しい日程、講習料金等については、受講を希望される教習所にお問合せください。

ホームページ URL : <http://www2.hitachi-kenki.co.jp/drive/index.html>

特例講習の受講を希望される方は、現在保有している車両系建設機械の運転資格と対象となる鉄骨切断機等の運転実務経験から適合する特例講習のコースを選択してお申込みください。

特例講習コース

単位：時間

		特例講習のコース			
		第 1 種 特例	第 2 種 特例	第 3 種 特例	第 4 種 特例
受講資格	保有資格（技能講習修了証）	解体	解体	整地等	なし
	運転実務経験	6 月以上※1	6 月未満	6 月以上※1	6 月以上※1
学科講習時間		2	2	3	7
実技講習時間		—	1	—	—
合計時間		2	3	3	7
所要日数（目安）※2		0.5 日	1 日	0.5 日	1 日

新たに、学科講習には、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機に関する知識と鉄骨造又は木造の工作物等の種類や構造、建設施工の方法が追加されました。

また、実技講習には、ブレーカに加え解体用つかみ機の作業のための操作が追加されました。

※1. 平成 25 年 7 月 1 日において、現に鉄骨切断機等の運転業務に従事しており、かつ、当該業務に 6 月以上従事した経験を有する者。

*事業者による運転実務経験証明書が必要です。

※2. 所要日数は、教習所により異なりますので、受講を希望される教習所の日程表をご確認ください。

（教習所の住所・電話番号は表紙に記載しております。）

特例講習と受講資格 早見表

